

好評につき2回目！

2025年10月施行！ 改正育児・介護休業法（柔軟な働き方 を実現するための措置等）の 実務対応ポイント

参加費
無料

2025年11月14日(金)
14:00～15:00(入場13:45)

【9/12に開催したセミナーと同じ内容です】
再開催の声が多く寄せられまして、今回、再度同じ主題で行うことといたしました。

講師

【特定社会保険労務士】
副代表 櫻井善英

25年以上、企業の労務管理上の諸問題解決や労働環境の整備等に従事している（およそ25,000件以上）。「時流適応」を信条とし、時代の変遷とともに起こる、人に関する労務問題等の解決および未然防止措置を得意としている。

2025年4月1日の育児・介護休業法改正に引き続き、**2025年10月にも施行されます。**
この改定は、とても分かりにくく、育児・介護休業規程の改定のみで終わらず、**柔軟な働き方を実現するための措置の実施**や、3歳に満たない子を養育する労働者に対する**個別周知・意向確認・意向聴取・配慮の実施**など、特に人事労務の実務に影響のある改正が含まれます。
人事総務担当者や責任者の実務上の義務も大きく増え、煩雑なところもたくさんありますが、義務化ですので、**きちんと対応していないと法違反**になってしまいますし、大きな**トラブルに発展していく**可能性もあります。実務を行う人事総務担当者や責任者は、改正点のポイントや実際にやらなければならないこと、やってはいけないことなど、**押さえておく必要があります。**
今回のセミナーでは、**2025年10月1日の改正法施行に向けて、新制度の具体的実務、規程の改定例等、実務上のポイント**を押さえ、その対応について分かりやすく解説いたします。

お申し込みは、右のQRコードか、

URL: <https://forms.gle/LuzoLHnq7vTBtPQn7>

にてアクセスし、申込フォームに必要事項をご入力ください。

お申し込み後、別途受講用URLとレジメデータをメールにてお送りします



社会保険労務士事務所インターフェイス

〒810-0001
福岡市中央区天神5丁目7番3号
福岡天神北ビル7階

TEL : 092-761-4048
<https://www.sinterface.com/>
<https://www.facebook.com/sinterface>